

新旧対照表

令和3年3月改定	公共建築木造工事標準仕様書 平成31年版
<p>1章 各章共通事項</p> <p>1節 共通事項</p> <p>1.1.2 用語の定義</p> <p>(セ) 「書面」とは、発行年月日及び氏名が記載された文書をいう。</p> <p>1.1.5 書面の書式及び取扱い</p> <p><u>(2) 木造標準仕様書において書面により行わなければならないこととされている「監督職員の承諾」、「監督職員の指示」、「監督職員と協議」、「監督職員に報告」及び「監督職員に提出」については、電子メール等の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。</u></p> <p><u>(3) 省略</u></p>	<p>1章 各章共通事項</p> <p>1節 共通事項</p> <p>1.1.2 用語の定義</p> <p>(セ) 「書面」とは、発行年月日が記載され、署名又は押印された文書をいう。</p> <p>1.1.5 書面の書式及び取扱い</p> <p>(新規)</p> <p><u>(2) 省略</u></p>